

第3回 稲沢市水道料金等審議会 議事録

日時 令和8年5月26日（火）

午前 9時30分～11時40分

場所 稲沢市上下水道庁舎2階会議室

出席委員 後藤 尚久、平山 修久、小池 玉置、小澤 康彦、高木 央、春日 義幸、
大崎 多恵子、澄川 隆昭、横井 彰夫 （順不同）

欠席委員 なし

事務局 上下水道部長 吉田幸宏
水道業務課
次長兼課長 伊藤直美
主幹 原健夫、椎谷拓也
主任 鷲尾沙奈
水道工務課
課長 加藤高敬
下水道課
課長 松浦徹
主幹 長崎義貴、堀田直之
主査 杉本健太
主任 高瀬博
吉野圭信

傍聴人 4名

1 開会

2 協議事項

（1）水道事業の料金体系の考え方について

・別添資料Ⅰにて事務局より説明。

●質疑応答について

〈委員〉

かなり細かく説明をしていただきましたが、基本的には13ページにまとめてある表で案3-1（資料7ページ）ですね。

基本料金 口径13ミリが出ていますが、案3-1は基本料金を1,050円にして、従量料

金を 1 立方メートル当たり 10 円増にするという案で、案の 3-2（資料 9 ページ）が従量料金は同じように 10 円増ですが、基本料金をさらに 50 円値上げして 1,100 円にするという感じになる。これらが基本になっていて、その案 3-1 のものを二段階でやりますよ、というのが案の 4-1（資料 8 ページ）で、案 3-2 の基本料金 1,100 円、従量料金を 10 円上げるということを二段階に分けてやりますよというのが案 4-2（資料 10 ページ）ということになってくるというお話だと思います。

で、全ての案について、一応経営戦略上の指標についてはなんとか満たしているというところ。案の 4-1 でいくと、内部留保が少なめになってしまうというところが、不安材料ですが、市民の皆さんからすると値上がりはするのですが、他の案と比べると少ない値上がりで済むというところ。当然ですが、トレードオフなので、お金を貯めるためにはたくさん払ってもらわないといけない、というところが苦しいところであると思います。

基本的にこの 4 つの指標、経営戦略上の指標を満たすような料金改定の中で、こういう案を、水道事業としては出されたということです。

〈委員〉

数的にはなかなか理解しづらいのですが、今の中東情勢、これは皆さん心配してみえると思うのですが、一過性のものじゃないような気がしますね。

そうした場合、固定費にかなり跳ね返りがあると思うのですが、例えば今度二段階でいくと、5 年スパンで見直すということですが、それがいいのか悪いのか、一つの判断材料になるような気がするのですが。これだけ物価が安定していないことは、下がることはないものですから、それらを加味すると、市民には優しい値上げが一番理想ですが、その辺りが少し心配ですが、どうなのでしょうね。

〈事務局〉

そうですね。おっしゃっていただいた通りで、ここ数年で資材単価や人件費が上がってきているのは間違いなく、今後もおそらく上がると我々も見込んでいますが、どれくらい上がるかというのが、世間一般そうだと思いますが、なかなか予測が難しい状態であると思っています。

ですので、事務局としましては、一段階か二段階ということであれば、長いスパンよりは一旦、5 年というような形で、二段階の方式で検討を進め、現状ではこれだけ改定率が必要ですが、また不確定要素も入ってくる可能性もありますので、5 年後にもう一度見直すという意味も含め、二段階の方式を採用させていただくと、先ほどの資材高騰など物価高騰などにも対応しやすいかなと考えております。

〈委員〉

ありがとうございました。

〈委員〉

今のお話ですと、二段階目はここで出ている 5 円ではなく、5 円以上のこともあり得るというような意味を感じるのですが、そういうつもりなのでしょうか。

〈事務局〉

前回も少しお話しさせていただいたと思いますが、今回の答申をいただく際の、改定率は、基本的には一段階の改定率を数字としては答申としていただきたいのですが、二段階目もこれぐらい必要ではないかというような収め方にしたいです。

ですので、二段階目の率は今回の答申を受け、料金表を改定する条例を出す時には上がってこない数字ですね。で、二段階目の数字は 5 年後ぐらいにもう一度見直す必要があると思いますが、今の状況で先ほどおっしゃっていただいた物価高騰もおそらくあるかと思っていますし、もう一つ我々も心配しておりますのが、愛知県営水道が昨年度 3 月末に経営戦略を出しました。明確な事は言ってないですが、5 年後ぐらい、令和 13 年に、基本料金などの改定が必要ではないかという推測をされておりますので、そういったこともおそらく議論に上がって改定率を決めないといけないかなと思っています。今の状況から変わらなければこの改定率でいけるかなと思っていますが、5 年後もう一度議論させていただく時には、おそらくこれではちょっと足りないかなと思っています。

〈委員〉

併せてですけど、そうすると何のことはない、最終的には内部留保資金の上限、いわゆる上下というか、増えるのか減るのかということに最終的には至ってしまうかなと思うのですが。いわゆる事務局側としては一体内部留保をどれぐらい欲しいのかというような、イメージがありますか。5 年間（耐えられる分）というような。

〈事務局〉

5 年間というよりは、災害時に収入が全く切れても運営ができる金額を今のところ 12 億円程度とみていますので、12 億円は切りたくないと思っています。

それ以外については、出ていくお金はある程度計算しておりますので、内部留保が 12 億円を切らないようになっております。

〈委員〉

ありがとうございます。

〈委員〉

少し確認させてください。まず、1 ページ目の 115 億円（需要家費＋固定費＋変動費）の数字ですけど、これは 1 年間ではないですね。要は、水道料金改定の期間内でのところをどこかにわかるように書いておかないと、誤解を招くかなと思います。

〈事務局〉

分かりました。ありがとうございます。

〈委員〉

資料でいくと 5 ページ目になるのですが、口径が 20 ミリ以下の栓数、要は契約の数、お客様の数になると思いますが、それが 98.1%で、基本料金だけを見ると 88.9%を占めているということなのですが、教えていただきたいのは、口径 20 ミリ以下のお客さん、市民が、一体水量としてはどのくらい使っているのか、割合ですね。

使用水量、要は稲沢市が配っている供給水量のうち 20 ミリ以下の人たちは一体どのぐらいの水を使用しているのだろうか。(全体で) 従量料金も含めて、大体年間 20 何億ぐらいの料金収入だと思いますが、そのうちのどのぐらいの割合を 20 ミリ以下の人たちは、払っているのだろうか、そういう割合の数字ってありますか。

要は、基本的には利用者負担原則だと、8 割の量を使っているのだったら、料金としては 8 割負担するところだと思いますが、おそらく今逡増制なので、大口の方に随分と負担していただいていると思います。例えば、本当は 8 割の水を使っているけれど、料金としてはまだ 7 割しか払ってないです。残りの 30% を大口で負担しているのであれば、今回の料金改定で、皆さんで支えようということにするのであれば、逡増度はどういう形で変わっていくのか。

そういう考え方も併せて示しておかないと、要は 13 ミリとか、少量を使っている方々がこれだけの負担になるのだといったところの理解をするためには、そのようなデータも必要だと思います。一応基本料金でいくと、98.1% 契約数があるけれど、実際の基本料金は 88.9% の負担なので、基本料金だけの枠組みだけ見ると、本当はもうちょっと負担しないといけないね、というのは分かると思いますが、料金全体としての数字というのはあるのでしょうか。もしあれば教えていただければと思います。

〈事務局〉

令和 7 年度の数字になりますが、使用水量の方ですが、13 ミリと 20 ミリの方の占める割合が 84.93% ですね。金額は、今すぐ出てこないの、またお示しさせていただきます。

〈委員〉

たぶん 84% といっても、(金額は) 随分少ないですよ。

〈事務局〉

そうですね。感覚的なところですが、75% 前後ではないかなと思います。やはり逡増制ですので、高い単価の方の部分で下がる人が多いです。数字の方はお示しさせていただくのですが、先ほどの逡増度の関係ですが、説明の中で少し触れさせていただきましたが、やはり算定要領の中では均等料金制が原則と言っています。1 立方メートル当たりいくらが基本だというように、で、過去逡増度を採用したのは、我々の水道の改定が平成 16 年度で、他市も一緒だと思いますが、限りある資源なので、使用量を抑えていただくという趣旨から、使えば使うほど高くなる逡増制を採用していた経緯があります。ただ、単価が高い方の使用水量がどんどん減っている上に、井戸水の転用や、専用水道の導入で使用水量全体が減っており、我々としては逆にもっと使ってほしいという状況になっています。そういうこともありまして、今回一律 10 円ずつ上げましたのは、単価が高いほど逡増度が上がっていきますので、同じ 10 円ずつ上げることによって少し逡増度が緩和されるはずですよ。

で、最終的な目標ですが、一律いくらという形にして、いつどの水を使っても 1 立方メートルの単価は一緒、というように究極的には持っていきたいとは考えていますので、今回その一歩目と考えています。

〈委員〉

はい、ありがとうございます。これを市民の方に説明するときには、やはりそういった数字等も丁寧に説明する必要があると思いますので、できましたら、議事録か、次回の資料でもいいので、その数字は委員の皆さんに示していただくのがいいかなと思います。

〈事務局〉

分かりました。

〈委員〉

ちょっと私の理解が追いついてないのですが、7 ページと 8 ページですけど、7 ページの令和 9 年の改定案の料金体系と、8 ページの令和 14 年の料金体系の改定案は全く同じですね。同じだとすると、なぜ基本料金と従量料金の割合が 7 ページだと 38%と 61%なのに、8 ページだと令和 14 年で 42%と 57%という、最初の資料でいうと 3 ページですか、基本料金と従量料金の割合のところの目標に近づいています。なんで 2 回に分けると最終的な料金体系は一緒なのに、この割合が変わるのかという、ここの数字が違ってくるのはちょっと説明いただきたいです。

私がどこか見落としていたらそれも指摘いただければと思いますが、7 ページの令和 9 年の改定案の表と 8 ページの令和 14 年の改定案の表は全く一緒のように見えるのですが、なんで基本料金と従量料金の割合が違っているのですか。

〈事務局〉

積算資料を再度確認させていただきますが、同じであるのが正解だと思いますので、数字の誤りの可能性もございます。確認させていただいて、またお示しさせていただいてよろしいでしょうか。

〈委員〉

計画期間中で何か計算すると何か変わるのかなとも思いつつも。

〈事務局〉

例えば 7 ページのですね、1,050 円、最初から一気に上げた場合ですと、令和 9 年から 13 年度までの予測した水量に対して金額をはじいておりまして、基本料金と従量料金（の割合を）試算しておりますけれども、8 ページの令和 14 年度に 1,050 円にした場合は、14 年度から 5 年間の予定水量で金額を出し、(基本料金と従量料金の割合を)試算しました。

予測している水量の期間が（7 ページは）令和 9 年度から 5 年間か、（8 ページは）令和 9 年度から 5 年間及び令和 14 年度から 5 年間（の計 10 年間）という（計画）期間が異なっていることによって、割合が変わってくると思われます。

〈委員〉

掛け算の量が変わってくるということですか。

〈事務局〉

やはり段階的に少なくなってくるという予測をしておりますので、8 ページの令和 14 年度は 14 年度から 5 年間の予定している水量での計算になっております。

それで 7 ページと 8 ページの割合が異なってくると思いますけれども、同じ（計画期間の）量で計算すれば、確かに先生が言われたように同じになってくると思いますけれども。

〈委員〉

なるほど。そうであれば、理解とすると、7 ページとか 9 ページの場合は、最初の検討の 3 ページの基本料金と従量料金の割合については、（5 年間では）目標は達成できていない。

要は、基本料金 42% 程度はしっかりと皆さんに負担していただかないといけないけれど、39%、要は 40% 弱に一括で上げる場合にはとどまってしまう、そういう理解でよろしいですか。

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

7 ページの方の令和 9 年度改定案は、5 年間ということですか、令和 14 年まで。

〈事務局〉

9 年度から 13 年度までの計画期間の水量です。

〈委員〉

分かりました。令和 14 年度の改定、二段階でやる場合に、令和 14 年度に改定する分については、次の計画期間になるということですね。

〈事務局〉

そうですね。

〈委員〉

分かりました。

〈委員〉

そうすると 7 ページは 5 年間だけで、8 ページは 10 年間の試算、そういう理解になるのですか。その試算の期間は合わせる必要は。逆に言うと、7 ページの場合はまた 5 年後には料金を考えましょうということ。要は多分そういうことで、結局 7 ページでも 5 年後には料金を考えましょうという話になりますか。

〈事務局〉

そうですね、計画期間は 5 年とさせていただきますので、5 年後の前ぐらいには、もう一度、先ほど委員さんからのご質問がありましたように、いろんな情勢がありますので、それを鑑みてまた見直してというようになると思います。

〈委員〉

分かりました。ということは、もう 8 ページも 10 ページも、とりあえず令和 14 年度改定案は基本無視してもいいということですよ。今の段階です。どのみち、次の計画期間に向けては。（情勢が変わる可能性があるため。）

〈事務局〉

今の要素以外のものが出なければ、5年後はこれを一旦お示しする形になりますが、ということですね。

〈委員〉

一応そういうことですね。分かりました。

〈委員〉

だから逆に言うと、この5年間で、3ページの示した基本料金と従量料金のこの割合は達成できないと考えるのでしたっけ。基本料金を42%負担していただくということは、今回提示していただいた案、いずれもこの5年間では届いていないという理解でいいですね。

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

これ二段階にする場合には、令和14年度に関してはほぼこの割合を達成できるのですが、二段階にせずに令和9年度に改定して、それを10年間で考えれば達成されるわけですね。もっと大きくなる。

この令和9年改定案を10年間続けると、基本料金と従量料金の割合は43:57ぐらいに近づくということですよ。

〈事務局〉

例えば7ページ、案の一段階だけ改定するということですかね。

〈委員〉

そうです。7ページとか9ページの案でいけば余裕で達成できるということですね。

〈事務局〉

一段階だけの上げ方ですと、期間が5年だから、少しどちらも足りないという目標の割合になっています。

〈委員〉

分かりました。二段階で達成できるので。

〈事務局〉

そうですね。はい。先ほど期間が違っているのではというお話でしたけど、同じ10年でいけばおっしゃられる通りかなとも思うのですが、確認が必要かなと思います。5年を出しているのです。これを10年に引っ張ると。

先ほどの5年というのはそこから5年の予定水量を使っているということになりますので、基本料金と従量料金の割合。一度で上げた場合は、最初の5年間を基礎として、料金表を作りますので、その料金表で次の5年、少なくなった水量を当てはめていきますので、（最初の5年間では）割合的には目標には届かないという。

〈委員〉

皆さんどうですか？ちょっと話がややこしくなりましたから。

〈事務局〉

よろしいですか。今、（内部）資料を見ると（10年の計画期間であれば目標値に）なると
思いますので、もう一度資料を綺麗に整えてお示ししたいと思います。

〈委員〉

基本的には二段階にするとと言っても、一段階だろうが二段階だろうが、少なくとも5年
後には見直すと。で、うまくいっていれば二段階でお示ししていただいた案でいけるのです
が、（今後の情勢は）分からないということなので。

〈事務局〉

一段階でやっても5年後とは言わず（見直しが必要となる可能性はあります。）

〈委員〉

ひょっとしたら3年後ぐらいにもう耐えられないという可能性は0ではないということ
になりますので、そのときに一段階とか二段階とかはあまり考えずに、7ページから10ペ
ージの、令和9年度の改定案のところを見ていただいて。

8ページの案は基本料金700円を300円上げて1,000円。さらに14年には1,050円
にするという案がありますけど、（一段階目として）一旦1,000円に上げて、従量料金も5
円上げるという案だと思っていただければいいと思います。7ページは基本料金を1,050
円にして従量料金を10円上げるという案。9ページが基本料金を1,100円にして、従量
料金を10円上げるという案。10ページは（一段階目として）基本料金を300円上げて
1,000円にして、従量料金を5円上げるという案だと思っていただければいいかと思いま
す。（8ページと10ページの一段階目は同じ上げ幅の案。）

答申には、継続的に水道料金の見直しが必要、見直しを考えていかなければいけないとい
うようなことを付け加えていただいて。

で、令和9年、来年度以降ですね、どれにしますかということになるかと思います。

〈委員〉

すみません、いいですか。もう1回確認ですけど、5年間だけを見ると、案の4-1と案
の4-2は同じと思っていたらいいですか。

〈事務局〉

はい、同じ料金表となります。

〈委員〉

その場合も5年間での内部留保は16億円確保できるという形でよろしいですね。

〈事務局〉

そうですね。

〈委員〉

二点、次回でもいいですけど、例えば5年間で42%の基本料金を達成しようとする
と、基本料金はどこまで上げないといけないかという検討はされていますか。まだされてない。
今以上にも上がるってことですね。例えば13ミリの方がマックス1,100円ですけど、

もし本当に 42%を基本料金で確保しようとする、1,200 円とか 1,300 円に基本料金はなってしまうという、そういう計算になるという理解でいいのかをちょっと知りたいなというところですよ。

で、もう一点は、二段階をもし 3 年後に、例えば案 4-1 の R14 の改定案を、もし令和 9 年に一段階目、令和 12 年に R14 のものにしたら 5 年間でどうなるのだろうかとか、そういう検討は。5 年の間で二段階というような考え方というのはされなくてよろしいのでしょうかというのが二つ目の質問です。

〈事務局〉

5 年間の間で二段階あげるということですか？

〈委員〉

例えば、料金のシステムの改修とか考えると、3 年間でやると費用がとってもかかってしまうので、やっぱりそれはもうちょっと期間をあけた方がいいんだよという、そういう考え方もあると思うんですけど。資料が 5 年のものと 10 年のものと比較になっているので、どう判断すればいいのだろうかというのは、皆さんだいたい悩まれるんじゃないかなとは思っています。どうなんですか。

〈事務局〉

一点目、5 年間で 42%を達成するにはどこまで上げるかということですね。

二点目の、5 年間で二段階で 5 年後の着地点というのを、5 年間では当然その内部留保だとか指標とか全部満たしていると思いますが、それをもう二段階に分けてというのは、着地点は同じだけれども。(過程が違うということですか。)

〈委員〉

要は二段階っていうのを、今は 5 年間考えると実質的に二段階になっていないですね。

5 年後に 2 回目の料金改定になるので、5 年の間に、要は 1 回目の令和 9 年の改定をいきなり 1,100 円とかにすると、皆さんへの影響が大きいので、上げ幅を 13%程度にましますよ。で、2 回目は 5%でというのを令和 9 年に 13%ぐらい、令和 12 年に 5%ぐらいで、5 年間でトータルでは 18%以上の料金改定というか、それを目指しましょうという、そういう考え方をした場合に、じゃあどういう数字になるのだろうかというのは検討しなくてもよろしいでしょうかという。

〈事務局〉

今の一段階で上げた場合は 18%だったと思いますが、その 18%で 10 年間はいけるという試算になっていますが、例えば今のご意見ですと 5 年後 18%になるように二段階で分けるという考え方ですと、こちらには余裕はずいぶんできると思うのですが、今お見せしている段階で 5 年間で 18%に上げて、二段階を 5 年間進めて、その後はそのまま(改定)せずに、ということですね。

〈委員〉

もし、10 年だとそうなるのですよね。なので、例えば案 3-1 と案 3-2 を 10 年間のも

のを出していただいて、１回で改定するもの。案の４-１と案４-２は１０年間で二段階で上げるものという、そういう資料にした方が。

〈事務局〉

先ほどの案３-１、一段階で上げる場合、最終的にその基本料金の従量料金との割合が目標にいかないのではないかとこのところから来ているのかなと思うのですが。

〈委員〉

（１０年間なら）ほぼ達成できるってことですか。

〈事務局〉

今ちょっとおおまかに（内部）資料を見ていると、１０年後にはその割合になるものとなっていますので、もしそれであれば、先ほど委員がおっしゃられた条件（基本料金と従量料金の割合の目標）は満たすぐらいのイメージで良いです。

〈委員〉

なので、そこをやっぱり１０年後には資料３ページの目標は達成できる料金体系ですということは、どこかでちゃんと示しておかないと。

〈事務局〉

そうですね。基本となる数字は５年間で計算に使うのですが、それが１０年後をみた時に達成できているかどうか、ということが分かるようにお示しした方が良いということですね。

〈委員〉

はい。なので、資料３-１は７ページの右下の料金の割合は５年間のものと１０年間のものを両方並べておくと、８ページもそうですね。令和９年というのは令和９年から令和１３年の割合だし、令和１４年は令和１４年から令和１８年の割合ですよ。なので、この比較対象は同じにしておかないと。

〈事務局〉

期間の基準がそろってないので、ちょっと分かりにくいところをまた修正させていただきたいと思います。

〈委員〉

基本料金と従量料金の割合というのは、目指す？１０年で達成したい、目指すのと達成するのは違いますよね。

〈事務局〉

基本料金と従量料金の割合というのは、大体３対７に、３基本料金、３０％が基本料金で７０％が従量料金ですけども、従量の割合が多いということは、やはり収入確保がどんどん難しくなっているんで、基本的には目標がその率だったのですが、その最終年度をいつかという設定が、今甘い状態ではあると思います。

１回で上げてお客様への負担があまりにも大きいと、（賛同が得られくいため、）何段階か踏んで目標を、（達成できる）着地年度を設定していきたいと思います。

〈委員〉

先ほど、先生がおっしゃった、例えば7ページだと、基本料金と従量料金の割合が38.4%と61.6%になっていて、目標をその時点で10年後にはいけるという話ですよ。達成できないものが出てきたもの。

ここでは達成してないけど、ここでは達成していますとなっているといいですけど、達成してないのに、むしろいいのですか？というふうになってしまうので、平山先生がおっしゃったように、10年間で達成できるっていうものをお示しいただけると比較できると思います。

どちらにしろ、多分その7ページは二段階にしても、一段階でいっても、10年後には達成できるということですよ。

〈事務局〉

確認させていただきますが、はい。

〈委員〉

一応多分二段階で達成できているので、一段階だったら確実に達成できると思うのですが。

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

分かりました。そうすると、あとはもう細かく1,100円にするのか、1,050円にするのか、基本料金ですね。

当然1,100円の方が目標達成率も内部留保も増えるのでいいですが、その辺を皆さんがどう思われるかということになると思います。

だんだんまともに入っていますが、ごめんなさい。新しい資料も次回出していただきながら、基本的には次回なるべく答申案を見ていただけるよう進めたいので、何回やってもいいんですが、何回もやるのはあれなので。

〈委員〉

そういう観点でいくと、私の個人的な意見ですけど、やはり市民の方への影響度を考えると、二段階の方がいいんじゃないかなと思いますし、例えば、7ページ以降の資料の左下で見えますと、一応二段階にした場合には一世帯1ヶ月ワンコイン以内に収まるので。2ヶ月で差額が880円ということなので。

1ヶ月ワンコインはちょっと皆さんご負担をお願いします。ただ、5年後にはもう1回ちゃんと料金はその時の状況を見つつ、料金の負担をまたお願いするというのを考えると、ワンコイン以内の二段階の方がいいんじゃないかなと個人的には思います。

〈事務局〉

ありがとうございます。個人的な意見ですが、料金については、基本的には、激変は緩和した方が良くはないかと、やはり市民の方の負担を考えますと、二段階ということで、

私どもとしまして、それが一番いい落とし所なのかなと思っています。

その率に関してはですね、今の試算でいくと18%でいいよというものの、最初、冒頭からいろいろご質問をいただいている通り、先のいろんな物価上昇が読めないのも、あと、県水が上がりそうだとするところは、ある程度掴んでいる情報ですけど、今回反映させるわけにもいかなくてですね、その辺を鑑みますと、20%の方が最善なのかなとは正直思っているところではありますけれども、二段階でかつ改定率は18%よりも少し高くなりますけれども。

何度もこまめに上げていくというのも難しいので、5、6年後にはまた議論いただいて、もう少し高くなるかもしれませんし、このご時世ですので、(物価が)安い方向にということとは想定しにくいかなと思います。

〈委員〉

今、お話がありましたが、次回というのは次上げるのを前提にお話すると、一応案として10ページですね。10ページの案でいけば、まあワンコイン、一ヶ月あたりワンコインの。もちろん8ページもですが。

ごめんなさい。案4-1と案4-2は来年の改定は一緒です。第一段階は同じ。申し訳ないですが、この第一段階の1,000円にする。基本料金1,000円で5円値上げ、令和9年度で、というのでいかがでしょう。

4-1、4-2は令和14年のところが変わってくるのですが、これはもう分からないので。

〈事務局〉

案4-2にさせていただいた場合は、答申の中で、5年後はこれぐらいになるかなというところの示す数字が安全を確保して少し高くなることにはなりますが。

〈委員〉

数字は出さないですよ。答申で。数字も出します？1,100円とかって出るのですか。

〈事務局〉

(目安)程度のパーセンテージは必要かなと思っています。ただ、今の段階のということでもう一度見直しますがという。(記載も必要かなと思っています。)

〈委員〉

はい、分かりました。

一応そういうことで、答申を作っていただきながら、次回も10年間の資料は提示していただければと思います。

〈事務局〉

提示させていただきます。

答申の準備といたしましては、案4-2の方でよろしかったでしょうか。二段階というのはよろしいのかなと。

〈委員〉

4-1の方が。二段階目が10年後に42.3%、3ページの42.3%と57.7%にぴったり合

っているので、それを目指すということであれば、この方が説明しやすいんじゃないかですか。この資料を見る限り。

〈委員〉

ありがとうございます。すいません。せっかく目標があったのに、私が目標無視して。目標超えてしまうので。

一応では、来年度の改定については一緒なのであれですが、その答申の中で次の改定時にはこれぐらいで改定すると、基本料金と従量料金の割合が目標値を達成できるので（この程度の率を）考えていますというような。

〈事務局〉

4-1 の二段階の方で答申（案を考えていきます。）

〈委員〉

第1回の資料の中の13ページに令和9年度の料金改定が必要と書かれていて、その試算のところに令和9年度には15%、令和14年度には7%の改定が必要という資料が出ていますが、反対に4-1、4-2もその数値に達していないけれど。

〈事務局〉

資料の6ページをご覧ください、先ほど説明の中ではご説明させていただいたのですが、1回、2回目の数字では22%が必要ということをご説明させていただいていました。

で、その22%の計算した計算方法ですけれども、下の方にあるのですが、料金改定したらこの水量を送るとこれだけの収入になるという改定後の料金収入と、料金改定しなかったら同じ水量を送った場合これだけの収入になるというのを比較しまして、平均改定率というのを出します。その料金表を新しくしたらという金額には誤りはないのですが、現行のまま同じ水量を送ったという計算をする比較対象の数字に式に誤りがあり、それが低い数字の式になってしまっておりましたので、上げ幅が22%必要という形で、ずっとご説明させていただいていたのですけれども、実際にはもう少し高い金額の収入が現行でもあるということで、18%の上がり幅で確保できる、と今回訂正させていただきました。その数字が最終的な数字に使ってあるということになります。

〈委員〉

分かりました。

つまりはこれで、始めに考えていた経営戦略における目標値は達成できている、と。

〈事務局〉

必要な確保はできております。

〈委員〉

案4-1で、答申案を作成していただければと思います。

〈委員〉

今日いただいた資料11、12ページの関連ですけれども、他市との料金比較、いずれ対市民あるいは対議会の答弁、条例、条例案。条例設ける場合に説明があると思うのですけれども、

稲沢市は従来安くて美味しい水という評判になって、この表を見る限りはかなりアップをする。まあ案の 1、2、3 は別として。

で、そうした場合、一番左の犬山市と比べると倍違う。そこら辺のその要因は掴んでみえますよね。

〈事務局〉

犬山市さん、いろいろ分析させていただいたのですが、ちょっとまだ分析しきれていないのですが、確かに犬山市は非常に安いんですね。企業債の借り入れがほぼなかったと思いますので、参考にはさせていただきますけれども、やはりいろんな配水場だとか管路だとか、条件は一緒にはならないのかなと思っております。

我々の水道料金ですけれども、今現在でもですね、いろんなところが料金改定して上げていらっしやいますが、愛知県内でいうと中平均、今までも中ぐらいより少し高いというふう

に分析されてきましたし、言われていたかと思います。

ただ、その財源をもって基幹管路の耐震管率だとか、愛知県内でも確保しておりますし、各避難所には今年すべて応急給水栓がつけられる。

そういったところにきちんと投資をして水道料金を使わせていただいておりますという

ような説明で、今後、老朽管更新でやはり基幹管路以外のところも強くしていく必要がある

ので、その部分でも他市さんを上回るようにやる予定ですということで、それは今までもそ

うですし、これからもさせていただく予定にしております。

〈委員〉

市民の立場からいうと、やはり耐震化率が一番説得力があるような気がするし、2 年前の市民の世論調査で水の安定供給ということで 80%以上の方が訴えてみえる。その期待に応えるためにも、やはりそこら辺も一つ訴える材料になるかなと思いますので、お願いします。

〈事務局〉

ありがとうございます。

(2) 下水道事業の料金体系の考え方について②

・別添資料 2 にて事務局より説明。

●質疑応答について

〈委員〉

事務局側としては、料金改定案②（資料 10 ページ）と料金改定案③（資料 12 ページ）のどちらかで考えていますか。

〈事務局〉

料金改定案②と③は大口事業者に配慮ができており、2 段階で料金改定をしていく案となりますが、③になりますと、公共下水道の大口事業者がマイナス改定となってしまいます。他の方が値上げされるにもかかわらず、公共下水道の大口事業者が値下げされるのもどう

かと考えています。また、中間層の料金改定率のバランスが崩れてしまいますので、②の方が事務局としては良いのではないかと考えています。

〈委員〉

ありがとうございます。

〈委員〉

この料金改定で、使用料単価は 150 円/㎡になりますか。平均で 150 円/㎡となるのですか。

〈事務局〉

全て 150 円/㎡になるように計算しています。

〈委員〉

基準外繰入は 0 円になりますか。

〈事務局〉

はい、3 条の基準外繰入は基本的には 0 円になります。

〈委員〉

下水道の使用料は、いつ改定することを目指していますか。水道と同じ令和 9 年度ですか。

〈事務局〉

水道の料金改定から 1 年後の令和 10 年度の改定を目指しています。

〈委員〉

わかりました。

〈委員〉

下水道の使用料について、審議会の中で事前に決めておきたいですか。

〈事務局〉

はい。水道事業と合わせて内容を固め、条例も同時期に改正したいと思っています。ただ、改定の時期は、水道と 1 年ずらして 2 段階となるように、今回、ある程度の方針として、決めていきたいと考えております。

〈委員〉

今回の資料はこれで良いと思いますが、今後説明していくにあたり、例えば資料 11 ページの料金改定案②では、1 人世帯で 8 ㎡排水している方は、単価でいくと、1 ㎡あたり 167 円、3 人世帯で 20 ㎡排水している方は、132 円、大口事業者①では 247 円、2,000 ㎡の大口事業者②では 261 円ですが、ここをできる限り 150 円に本当は近づけていくというのが理想だと思います。よって、今後、市民に対して説明していくにあたっては、水道事業と同じことを言いますが、排水量の割合と、使用料の負担の割合、例えば 1 人世帯はこのくらい排水しており、使用料はこのくらい負担している、現行では、これだけ排水していますが、使用料としてはその割合よりも少ない負担となっている、といったような使用者の負担原則の考え方で、(稲沢市として) 稲沢市民は排水すると 1 ㎡あたりおよそ 150 円の負担になるというのを理想として考えていきますということを掲げるのであれば、そこを目指

していることがわかるような数字や、資料も併せて検討してもらえると良いのではないかと思います。

現行料金でいくと、恐らく大口の方は、排水量に比べて負担がだいぶ多いと思いますので、そういったことも市民にもきちんと伝わるように、そういう意味では、今回の説明は、農業集落排水事業は、一般会計からの、1人あたりの負担で比べると、これだけ市の一般会計から農業集落排水に関して（公共下水道事業より多い）支援をしていたというのがわかる資料なので、ぜひ今後もそのようなことを丁寧に説明できる数字や資料を、しっかりと検討しておいてほしいと思います。

他の委員さんが意見しづらくなるかもしれないので、今発言するのが適切かどうかかわりませんが、市民の皆さんで負担しようと言っているにもかかわらず、この改定でマイナスになる人がいるのはあまりよろしくないかなと個人的には思います。

〈事務局〉

我々も、料金改定案①と③でいくと、平和の大口事業者に対して、（配慮し、上げ幅を抑えた）シミュレーションをしましたが、逆に公共下水道の大口事業者が下がってしまうのは、大口事業者、（料金が）下がる方にとっては良いことだと思いますが、実際、特に大きな影響を受けるのは、一般の方なので、バランス的に説明がしづらいと、感じています。

料金改定案②のところでいくと、急に料金が上がるのを緩和したらどうですかといったご意見を前回の審議会でいただきましたので、一番上の単価区分について、少し安い期間を設けて、（改定を）実施させていただけると、激変緩和になるのかなと考えています。また、実際に2つの大口事業者の方と（審議内容：料金改定及び緩和措置等に関する意見があった点について）話をさせていただいており、ある程度のご理解をいただけたのではないかと認識しています。

〈委員〉

激変緩和期間も考えていますか。表に載ってしまうと、激変緩和というよりこの料金表ですよということになると思うのですが。

〈事務局〉

激変緩和期間は1年か2年かといったところだと考えていますが、条例上、金額は250円で謳わせていただいて、経過措置の形でやるのか等、お示しの仕方は、これから考えて詰めていきたいと思っています。

〈委員〉

わかりました。

〈委員〉

何かご意見ありませんか。よろしいですか、といいますかまだ次回もありますので、こういうのも見せてほしいとかですね、よろしいですか。次回は、使用量等がどのくらいの割合か等（主な使用量階層毎の使用量の割合、使用料単価等）見せてほしいです。

〈事務局〉

そのあたりの資料は、また分析させていただいて、お出しさせていただきたいと思います。先生がおっしゃったように、料金のバランスは、どこの階層でも150円に近づいていくというのが一番理想かとは思いますが、現状ですと大口事業者の料金が、一番上（の単価区分）が高いので、そこ（事業者）にある程度助けていただいていますので、説明の中では、そういった部分で一般の市民の方は少し助かっているというところも上手く説明できればと思っています。

〈委員〉

よろしいですか。では、事務局提案の料金改定案②を基本として、必要であればまた議論を進めていくということにしたいと思いますがよろしいですか。

〈事務局〉

はい、それでは料金改定案②の方で進めていき、また今回意見をいただきましたことについても、資料、表現方法等を考えて作成したいと思いますので、よろしくお願いします。

〈委員〉

よろしくお願いします。それでは、協議事項についてはこれで終わりにしたいと思います。

3 その他

- ・ 次回の審議会の日程調整。

4 閉会